

平成15年10月7日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

1. 今月3日、島根県下の漁業者から、島根県大社町沖の領海内に韓国漁船のアナゴ籠漁具が違法に設置されているとの情報が島根県農林水産部水産課に寄せられたことから、当事務所に対応の要請があり、水産庁漁業取締船「海鳳丸」が、同日、大社町所在の日御碕灯台の北方約7キロメートルの領海内に、韓国漁船のものと認められる違法漁具を確認した。

籠とブイには、ハングルを記載した製品規格表示が認められることと、同海域を漁場とする島根県下の漁船が設置した漁具ではないことを確認して、韓国漁船が設置したものと断定した。

2. このため、同日、米子簡易裁判所から「外国人漁業の規制に関する法律」違反で差押許可状の発付を受け、4日から7日にかけて、水産庁漁業取締船「海鳳丸」「みはま」「みうら」の3隻で延べ7日かけて、アナゴ籠漁具の押収を行った。

押収漁具等の数量は、別記のとおり。漁獲物は全て海中へ戻している。

領海内での漁具押収は、本年2月にも大社町沖でアナゴ籠253個を押収している。

3. 韓国アナゴ籠漁船に対しては、我が国排他的経済水域での操業を許可していないが、日韓暫定水域を徘徊したり、能登半島沖から山陰沖にかけての排他的経済水域を航行するのを度々目撃し、その都度監視を行ってきた。

今回も、先月末頃から隠岐島北方海域を徘徊する数隻の韓国アナゴ籠漁船を認めて監視を継続していたが、監視した漁船とは別の漁船が侵犯操業したものと推測される。

これらの漁具は、日本漁船が接近してきた等、何らかの事情から揚籠できないまま、放置して退避したものである。

4. 韓国アナゴ籠漁船が漁獲する「ヌタウナギ」は、韓国では食用のほか、財布やジャケット等の革製品用に重宝されており、日本からも輸出されている。

「ヌタウナギ」の主漁場は、水深100メートル前後の領海内。

(別 記)

1. 今回の漁具押収量・漁獲物量

アナゴ罎、個
 同用ロープ、m
 アナゴ 約 Kg
 ヌタウナギ 約 Kg

2. 押収した漁具は、6日から鳥取県境港に順次陸揚げしており、8日に漁業取締船「みはま」が、境水道沿いの水産庁取締船岸壁で最終の陸揚げを行う予定。

3. 漁具押収量（日韓漁業協定発効以降）

平成15年10月8日現在

年次	件数	底刺網 Km	カニ罎 個	バイ罎 個	アナゴ罎 個	ロープ Km
11	2	44	0	17	0	18
12	3	0	85	275	0	16
13	6	39	335	0	0	29
14	11	183	1754	0	0	148
15	15	123	132	2591	* 253	* 77
計	37	389	2306	2883		

4. 漁獲物量・海中還元量（平成15年分・10月8日現在）

魚種	海中還元量 キログラム
ズワイガニ	(52、279枚) 32、732
カレイ	91
ヌタウナギ	12
アナゴ	3
ベニズワイガニ	224
バイ貝	3、418
エイ	962
計	

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所
 電話：0859-44-3681
 担当者：小谷

注：漁具押収写真のメール送信可能です。